

# 第4次鹿島市男女共同参画基本計画・ 第3次鹿島市DV対策基本計画 (かしま男女共同参画プランⅣ)

令和8年度～令和12年度



## 男女共同参画とは??

仕事・家庭・地域生活など、多様な活動をする中で、男女が共に夢や希望を実現し、豊かな人生を送ることができる社会が求められています。

男女共同参画社会基本法第2条に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。



鹿島市イメージキャラクター  
「かし丸」くん

## 1 策定の趣旨

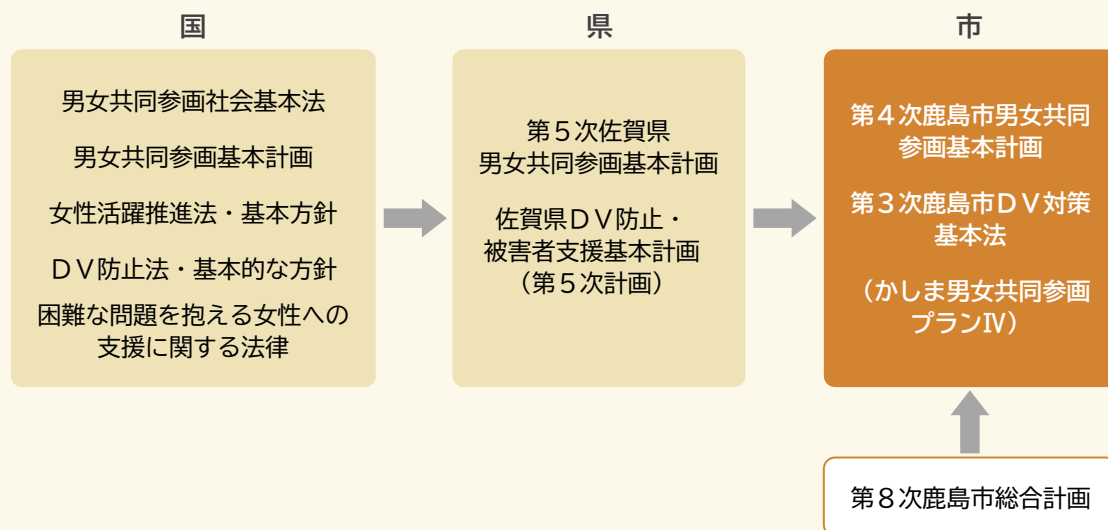
平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いに尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会を目指すための基本的な考え方や、国・地方公共団体・国民の役割が示されています。法律の前文では「社会のあらゆる分野で男女共同参画を進めることが重要である」と明記されています。

本市でも、この理念に沿って「女性と男性がともに住みやすく、暮らしやすいまち鹿島をめざして」を基本目標とし、様々な施策に取り組んできました。

近年は、令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、男女共同参画を取り巻く社会状況が変化しています。

こうした状況を踏まえ、令和8年3月に「第3次鹿島市男女共同参画基本計画」と「第2次鹿島市DV対策基本計画」が期間満了を迎えるため、新たに「第4次鹿島市男女共同参画基本計画・第3次鹿島市DV対策基本計画（かしま男女共同参画プランIV）」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ



## 3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。また、国内外情勢の動向や社会・経済環境情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の基本目標

一人ひとりが心豊かに暮らし続け、  
つながる笑顔のまち かしまをめざして



## 5 基本方向

- I 男女共同参画の推進による誰もが幸せを実感できる生活の実現
- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
- III あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- IV 推進体制の整備

## 6 施策体系

基本目標	基本方向	重点目標
つながる笑顔のまち 一人ひとりが心豊かに暮らし続け、 かしまをめざして	I 男女共同参画の推進による誰もが幸せを実感できる生活の実現	<ul style="list-style-type: none"><li>1 多様で柔軟な働き方と子育てや介護の両立支援</li><li>2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進</li><li>3 働く場における男女平等の推進</li><li>4 健康づくりの推進</li><li>5 様々な困難を抱えた人が安心して暮らせるための支援</li><li>6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実</li></ul>
	II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"><li>1 男女共同参画意識の普及・啓発</li><li>2 幼少期からの男女平等意識の形成の推進</li></ul>
	III あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 (第3次鹿島市DV対策基本計画)	<ul style="list-style-type: none"><li>1 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供</li><li>2 DV被害者発見のための連携や相談体制の充実</li><li>3 DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり</li></ul>
	IV 推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>1 推進体制の整備</li></ul>

## 男女共同参画の推進による誰もが幸せを実感できる生活の実現

性別や年齢を問わず、仕事と家事・育児・介護等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解や取組を促進します。地域や職場などさまざまな分野ですべての人がその能力を最大限に発揮できるよう働きやすい環境を整備するとともに、地域や職場における女性の参画を推進します。また、生涯にわたる心身の健康支援を進めるとともに高齢者や障がいのある人も安心して暮らすための支援をしていきます。

さらに、多様な視点を生かした防災対策の充実を推進します。

### 重点目標1 多様で柔軟な働き方と子育てや介護の両立支援

#### 推進項目

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及と理解の促進
- (2) 子育て・介護をしている人への支援



### 重点目標2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進

#### 推進項目

- (1) 鹿島市役所や庁内審議会等での男女共同参画の推進
- (2) 地域や職場における女性リーダーの育成

### 重点目標3 働く場における男女平等の推進

#### 推進項目

- (1) 女性の就業条件・労働環境の整備
- (2) 女性の多様なキャリア形成の支援
- (3) 職場におけるハラスメント対策の推進
- (4) 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善



## 重点目標4 健康づくりの推進

### 推進項目

- (1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する普及・啓発



## 重点目標5 様々な困難を抱えた人が安心して暮らせるための支援

### 推進項目

- (1) 高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる支援
- (2) 様々な困難を抱えた人への支援

## 重点目標6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実

### 推進項目

- (1) 防災活動への女性参画の推進
- (2) 防災対策の基盤整備



### 基本方向

## II

## 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

学校や保育園・幼稚園等において啓発活動を行うなど、幼少期からの意識形成を図っていきます。また、家庭における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

## 重点目標1 男女共同参画意識の普及・啓発

### 推進項目

- (1) 家庭・地域における男女共同参画意識の形成
- (2) 男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
- (3) 性の多様性に関する啓発



## 重点目標2 幼少期からの男女平等意識の形成の推進

### 推進項目

- (1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

## あらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と 被害者支援の充実 (第3次鹿島市DV対策基本計画)

暴力が犯罪であることを市民に広く伝える啓発活動を行うとともに、将来世代が加害者や被害者とならないよう、若年層への啓発活動にも力を入れます。また、被害者本人やDV被害に気づいた方が速やかに相談できる体制の整備や、被害者の安全を最優先とした適切な対応を実施します。

### 重点目標1 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と 情報提供

#### 推進項目

- (1) DV防止のための周知・啓発
- (2) 若年層への啓発

### 重点目標2 DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

#### 推進項目

- (1) 相談窓口の周知と体制づくり
- (2) 相談員の資質向上

### 重点目標3 DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

#### 推進項目

- (1) 被害者の安全な保護体制の充実
- (2) 被害者の自立に向けた支援



## 推進体制の整備

計画を着実に推進していくためには、すべての市職員が、男女共同参画に関する意義の理解と意識の向上を図り、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った業務を行うことが必要です。また、各部署において計画事業の適切な進行管理を行うとともに、市として実施状況を把握・評価していくことも必要です。

さらに、市の男女共同参画をより一層推進していくためには、市民、企業・民間団体、関係機関等と連携・協働した取組を行います。

### 重点目標1 推進体制の整備

#### 推進項目

- (1) 計画を推進するための庁内体制の整備・強化
- (2) 市民との連携による男女共同参画の推進



#### ～ 用語解説 ～

##### ○ ワーク・ライフ・バランス

仕事と、家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組のことです。

##### ○ ライフステージ

幼年期、児童期、青年期、中年期、高年期など個人の生活周期の段階のことをいいます。その段階の分け方はさまざまです。

##### ○ (セクシュアル・) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR)

Sexual and Reproductive Health and Rightsの頭文字をとったもので、「性と生殖に関する健康と権利」のこと。平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱され、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかなどについて女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものであり、生涯を通じて性と生殖に関する課題については本人の意思を尊重しようとする考え方です。



## 鹿島市役所内

相談窓口	電話番号	受付時間
DV総合相談 (福祉課)	0954-63-2119	平日 8時30分～17時15分
子育て総合相談 (こども家庭センター)	0954-63-2116	平日 8時30分～17時15分

## 佐賀県内

相談窓口	電話番号	受付時間
佐賀県DV総合対策センター DV専用相談	0952-23-3630	相談日時(面談は予約制) 火曜・木曜～土曜 9時00分～18時00分 水曜 9時00分～21時00分 日曜・祝日 9時00分～16時30分
警察相談ダイヤル	0952-26-9110	平日 8時30分～17時15分
レディーステレホン(警察本部)	0952-28-4187	平日 8時30分～17時15分
みんなの人権110番(法務局)	0570-003-110	平日 8時30分～17時15分
NPO法人被害者支援ネットワーク 佐賀VOISS	0952-33-2110	平日 10時00分～17時00分

第4次鹿島市男女共同参画基本計画・第3次鹿島市DV対策基本計画  
(かしま男女共同参画プランⅣ)

【概要版】

令和8年3月

発行：鹿島市 政策総務部 男女共同参画推進室 (TEL：0954-63-2126)

市民部 福祉課 (TEL：0954-63-2119)

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1